# 3.手当・年金等

## 手当

### ①特別児童扶養手当（国の制度）身 療 精

**対象**　次のいずれかに当てはまる２０歳未満の児童を養育する父・母又は養育者
1.おおむね身体障害者手帳１級～３級、４級の一部又は重度の内科的疾患のある方
2.療育手帳 Ⓐ、A、B の方
3.精神疾患・血液疾患等で１又は２と同程度の障害のある方

ただし、次のような場合、支給対象外となります。
・児童が施設に入所している場合
・児童が障害を理由とする公的年金を受給している場合

**手当額**

| 区　分 | 対　象　者 | 手　当　月　額 |
|---|---|---|
| １　級 | おおむね身体障害者手帳１、２級の一部<br>療育手帳 Ⓐ、A | 月額５８，４５０円 |
| ２　級 | おおむね身体障害者手帳３、４級の一部<br>療育手帳 B | 月額３８，９３０円 |

**支給月**　４月(12～3 月分)、８月(4～7 月分)、11 月(8～11 月分)
**所得制限**　申請者及び扶養義務者に一定以上の所得がある場合、支給停止になります。
**問合せ**　こども福祉課 ☎2998-9223　Fax 2998-9035

### ②児童扶養手当（国の制度）身 療 精

**対象**　次のいずれかに当てはまる１８歳年度末（又は児童が一定の障害を有する場合※は２０歳未満)までの児童を養育する父・母・養育者
①父母が離婚
②父又は母が死亡
③父又は母が一定の障害を有する（該当になるか否かは認定医が判定します）
④その他の理由で父又は母がいない児童など

ただし、次のような場合、支給対象外となります。
・児童が施設に入所している場合など

※児童が一定の障害を有する場合、延長には手続きが必要です。

**手当額**　（　　）は一部支給　　令和８年４月現在

| 児童の数 | １人の場合 | ２人以上の場合<br>１人増すごと |
|---|---|---|
| 手当月額 | ４８，０５０円<br>(４８，０４０円～１１，３４０円) | １１，３５０円ずつ加算<br>(１１，３４０円～５，６８０円) |

**支給月**　5月(3～4月分)、7月(5～6月分)、9月(7～8月分)、11月(9～10月分)、1月(11～12月分)、3月(1～2月分)

**所得制限**　申請者及び扶養義務者に一定以上の所得がある場合や、申請者や児童が公的年金を受給している場合、手当の一部又は全額が支給停止になります。

**問合せ**　こども支援課 ☎2998-9124　Fax 2998-9035

## ③特別障害者手当（国の制度）身　療　精

**対象**　２０歳以上で、**重度の障害により日常生活において常時特別の介護を要する方**

- 身体障害者手帳１級から２級及び療育手帳Ⓐ程度の障害が重複している方
- １つの障害であっても上記と同程度の状態にある方

※所定の診断書で判定します。認定となる基準の詳細については、所沢市HPに掲載しているリーフレットをご確認ください（右の二次元コードから）。

ただし、次の方は支給対象外となります。
・施設に入所している方　・３ヶ月以上継続して入院している方

**持ち物**　・対象者の金融機関名、口座番号のわかるもの
・所定の診断書等
マイナンバーの書類　≪**詳しくは参考資料④ページ参照**≫
・個人番号カード（顔写真付きのカード）
・通知カード（自治体から送付されたカード）＋本人確認書類

**手当額**　月額３０，４５０円

**支給月**　２月(11～1月分)、５月(2～4月分)、８月(5～7月分)、11月(8～10月分)

**所得制限**　本人及び扶養義務者に一定以上の所得がある場合は、支給停止になります。

**問合せ**　障害福祉課 ☎2998-9116　Fax 2998-1147

## ④障害児福祉手当（国の制度）身　療　精

**対象**　２０歳未満で、次のいずれかに当てはまる方

- 身体障害者手帳１級の一部および２級の一部の方
- 療育手帳　Ⓐ　相当の方
- 精神保健福祉手帳１級程度で常時介護を要する方
- 重度の内部障害および血液疾患等で日常生活が極度に制限される方

※認定となる基準の詳細については、所沢市HPに掲載しているリーフレットをご確認ください（右上の二次元コードから）。

ただし、次の方は支給対象外となります。
・施設に入所している方　・障害を支給事由とする年金を受給している方

**持ち物**　・　対象者の金融機関名、口座番号のわかるもの・所定の診断書等
マイナンバーの書類　≪**詳しくは参考資料④ページ参照**≫
・個人番号カード（顔写真付きのカード）
・通知カード（自治体から送付されたカード）＋本人確認書類

**手当額**　月額１６，５６０円

**支給月**　２月(11～1月分)、５月(2～4月分)、８月(5～7月分)、11月(8～10月分)

**所得制限**　本人及び扶養義務者に一定以上の所得がある場合は、支給停止になります。

**問合せ**　障害福祉課 ☎2998-9116　Fax 2998-1147

## ⑤所沢市重度心身障害福祉手当　身　療　精

下記の重度障害者に手当を支給しています。

| *対　象　と　な　る　方* | *手当月額* |
|---|---|
| ・身体障害者手帳１・２級の方<br>・療育手帳 Ⓐ ・A の方<br>・障害程度が障害児福祉手当の支給要件に該当する方<br>・精神障害者保健福祉手帳１級の方 | 9,000円 |
| ・療育手帳 B の方<br>・精神障害者保健福祉手帳２級の方<br>・障害児福祉手当を受給中の超重症心身障害児 | 5,000円 |

ただし、次の方は対象外となります。
- ６５歳以上で新たに手当対象等級の障害者手帳を取得された方
- 施設に入所している方

※住民税が課税されている方、特別障害者手当・障害児福祉手当を受給している方（超重症心身障害児を除く）は、支給停止となります。

**支給月**　２月(11～1 月分)、５月(2～4 月分)、８月(5～7 月分)、11 月(8～10 月分)

**持ち物**　・ 障害者手帳
・ 手帳所持者の金融機関名、口座番号のわかるもの
マイナンバーの書類　≪**詳しくは参考資料④ページ参照**≫
・個人番号カード（顔写真付きのカード）
・通知カード（自治体から送付されたカード）＋本人確認書類

**問合せ**　障害福祉課 ☎2998-9116　Fax 2998-1147

## ⑥難病患者見舞金（市の制度）　難

下記の難病患者に対し、見舞金を支給しています。（おひとり生涯１回限り）

**対象**　所沢市に住民登録があり、**保健所にて**「指定難病医療受給者証」・「特定疾患医療受給者証」・「小児慢性特定疾病医療受給者証」・「指定疾患医療受給者証」のいずれかの交付を受けている方（→２２～２６ページ）。※特別障害者手当・障害児福祉手当・所沢市重度心身障害福祉手当の支給を受けている方は対象外

**見舞金額**　２５，０００円

**持ち物**　・「指定難病医療受給者証」、「特定疾患医療受給者証」、「小児慢性特定疾病医療受給者証」、「指定疾患医療受給者証」（コピーでも可）
・ 振込先となる金融機関名、口座番号のわかるもの

**問合せ**　障害福祉課 ☎2998-9116　Fax 2998-1147

## ＊在宅介護者への手当等

**特定在宅高齢者介護手当支給事業**

市内にお住いの 65 歳以上の要介護４又は要介護５である方を、常時自宅で介護している方に、年度１回手当（40,000 円）を支給します。

※常時自宅で介護している方とは…申請した日の属する月の前月の末日から起算して12 か月のうち６か月（各月単位で、入院やショートステイ等の合計が７泊以内）継続して、自宅で高齢者の介護をしている人

**在宅介護者リフレッシュ事業**

特定在宅高齢者介護手当の受給者を対象に、はり・きゅう・マッサージを低額で利用できるよう、利用券２枚の配布を行います。

**問合せ**　　高齢者支援課 ☎2998-9120　Fax2998-9138

# 年金

## ① 障害基礎年金　身　療　精

国民年金に加入している間や２０歳前などに、障害の原因となった病気やケガで初めて医師の診療を受けた日（初診日）があり、かつ障害の状態（障害等級表に定める１・２級→参考資料①ページ）に該当すると認められた方が受けられます。

※障害者手帳の等級と一致しているとは限りません。

**対象**

- 初診日が２０歳前の方　：２０歳の誕生日の前日以降に請求ができます。本人の所得に制限があります。
- 初診日が２０歳～６０歳未満の方　：保険料の納付要件があります。
- 初診日が６０歳～６５歳未満の方　：保険料の納付要件があります。老齢基礎年金を繰り上げて受けていると、障害基礎年金の請求ができない場合があります。

**年金額**　【　】内は昭和３１年４月１日以降生まれの方の額

| 等　級 | 審査のおおまかな基準 | 年　額 |
|---|---|---|
| １　級 | 日常生活において**他人の介助を受けなければ、ほとんど自分のことができない**状態 | １,０５９,１２５円<br>【１,０５６,１２５円】 |
| ２　級 | 必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、極めて温和な家事以外の**日常生活は極めて困難**で、**労働による収入を得ることができない**状態 | ８４７,３００円<br>【８４４,９００円】 |

障害基礎年金の受給者に、生計を維持されている１８歳到達年度の末日までの子（または１・２級の障害のある２０歳未満の子）がいる場合、次の加算がつきます。

| 人　数 | 加　算　額 |
|---|---|
| １人目・２人目 | 各　２４３,８００円 |
| ３人目以降 | 各　８１,３００円 |

**手続き**　初診日を確認のうえ、年金手帳等の基礎年金番号のわかるもの・障害者手帳（所持している場合）・病院等の受診履歴がわかる資料（メモ程度でも可）を持参し、まずは事前にご相談ください。（予約制）

**問合せ**　市民課(国民年金担当) ☎2998-9095　Fax2998-9061

## ② 障害厚生年金・障害手当金　身　療　精

厚生年金に加入している間に障害の原因となった病気やケガの初診日があり、かつ障害の状態（障害等級表に定める１・２・３級→参考資料①、②ページ）に該当すると認められた方が受けられます。

※障害者手帳の等級と一致しているとは限りません。

**対象**　厚生年金に加入している間に初診日がある方：保険料の納付要件があります。

**年金額**　障害の程度等により異なります。詳しくは担当までお問い合わせください。

＊障害手当金　障害年金と同じ趣旨で、障害程度が軽い場合（→参考資料②ページ）に支給される一時金です。

**問合せ**　所沢年金事務所　お客様相談室

〒359-8505　所沢市上安松 1152-1　☎2998-0170（音声案内）

## ③障害年金生活者支援給付金　身　療　精

障害基礎年金等を受給している方のうち、一定の所得以下の方に対して給付金が支給される制度です。令和元年１０月から始まりました。

**対象**　次の要件を満たす方
１．障害基礎年金の受給者
２．前年の所得が基準額４７２万１千円以下の方
※基準額は扶養親族等の数に応じて増額します。

**支給額**　年金の障害等級１級の方…月額7,０２５円
年金の障害等級２級の方…月額5,６２０円

**申請**　これから障害基礎年金を請求する方は、その手続きのときに併せて申請できます。すでに障害基礎年金を受給中で、まだ給付金の手続きをしていない方はご相談ください。

**問合せ**　市民課(国民年金担当) ☎2998-9095　Fax2998-9061
所沢年金事務所お客様相談室　☎2998-0170　Fax2992-3119

## ④国民年金保険料の法定免除　身　療　精

障害基礎年金を受給している方、障害厚生年金・障害共済年金受給者の一部の方は、届出をすると国民年金の保険料が免除されます。

**対象**　国民年金に加入中の 20 歳以上 60 歳未満の方で、次のいずれかの方
１．障害基礎年金の受給権者
２．障害厚生年金・障害共済年金の１・２級を受給している方、過去に１・２級になったことのある３級の方（過去に１・２級になったことがあり３級非該当になってから３年以内の方を含む）

※原則として、１．２．に該当した月の前月から国民年金保険料が免除されます。
※障害の状態によっては、納付したほうが有利になる方もいます。
詳細はお問い合わせください。
※納付を希望される方は、法定免除の届出とともに納付申出の手続が必要です。

**問合せ**　市民課(国民年金担当) ☎2998-9095　Fax2998-9061

## ⑤特別障害給付金　身　療　精

国民年金の任意加入期間に加入しなかった事により障害基礎年金等を受給していない障害者の方に、給付金が支給される制度です。

**対象**　次の１もしくは２の方で、以下の要件を満たす方
１．平成３年３月以前に国民年金任意加入対象であった学生
２．昭和６１年３月以前に国民年金任意加入対象であった厚生年金、共済年金等の加入者の配偶者等

**要件**
・当時、任意加入していなかった期間内に初診日があること
・現在、障害基礎年金１級もしくは２級相当の障害があること
・６５歳に達する日の前日までに、当該障害状態に該当すること
・障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金を受給できない方

**支給額**　障害の程度等により異なります。詳しくは担当までお問い合わせください。

**問合せ**　市民課(国民年金担当) ☎2998-9095　Fax2998-9061

## ⑥心身障害者扶養共済制度

心身障害児(者)の保護者が加入し掛金を納め、保護者が死亡又は重度障害者になったとき、心身障害児(者)に年金が支給される制度です。

**加入対象**　県内に居住する６５歳未満の保護者で次のいずれかに該当する障害者を扶養している方（特別の疾病や障害のない方）

1．身体障害者手帳１級～３級の方
2．療育手帳所持者
3．精神又は身体の障害が１又は２と同程度の方

**掛金**
- 掛金は加入者の加入時の年齢によって決まります。（下表参照）
- 掛金は加入者が６５歳になり、かつ継続して２０年以上加入した場合は納める必要がなくなります。
- 掛金の納付が困難な加入者には掛金減免を行っています。

**掛金額**（１口あたり月額）

| 加入時の年齢 | ～34 | 35～39 | 40～44 | 45～49 | 50～54 | 55～59 | 60～64 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 掛金額 | ¥9,300 | ¥11,400 | ¥14,300 | ¥17,300 | ¥18,800 | ¥20,700 | ¥23,300 |

**※上記掛金は、新規加入される場合の金額です。平成 20 年 3 月以前に加入された方の掛金とは異なります。**

**年金額**　１口加入の場合･･･月額２万円（２口加入の場合は月額４万円）

**問合せ**　障害福祉課　☎2998-9116　Fax 2998-1147

# 貸し付け

## ①生活福祉資金

| 資金の種類 | | 内　　容 |
|---|---|---|
| 総合支援資金 | 生活支援費 | 生活再建までの間に必要な生活費用 |
| | 住宅入居費 | 敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用 |
| | 一時生活再建費 | 生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用 |
| 福祉資金 | 福祉費 | 病気療養に必要な経費、住宅の増改築や補修などに必要な経費、日常生活上、一時的に必要な経費など |
| 福祉資金 | 緊急小口資金 | 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用　※原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関からの貸付後の継続的な支援を受けることに同意していることが要件。 |
| 教育支援資金 | 教育支援費 | 低所得世帯に属する方が高等学校、大学、又は高等専門学校に就学するのに必要な経費 |
| | 就学支援費 | 低所得世帯に属する方が高等学校、大学、又は高等専門学校への入学に際し必要な経費 |
| 不動産担保型生活資金 | 不動産担保型生活資金 | 低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金 |
| | 要保護世帯向け不動産担保型生活資金 | 要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金 |

※埼玉県社会福祉協議会における審査の結果、ご希望に沿えない場合があります。
詳細は下記へお問い合わせください。

**問合せ**　所沢市社会福祉協議会
☎04-2968-3960　FAX04-2923-4780